

事業者さま向けご説明資料 ＜低圧FIT卒業電源＞

2024年9月17日

中国電力ネットワーク株式会社

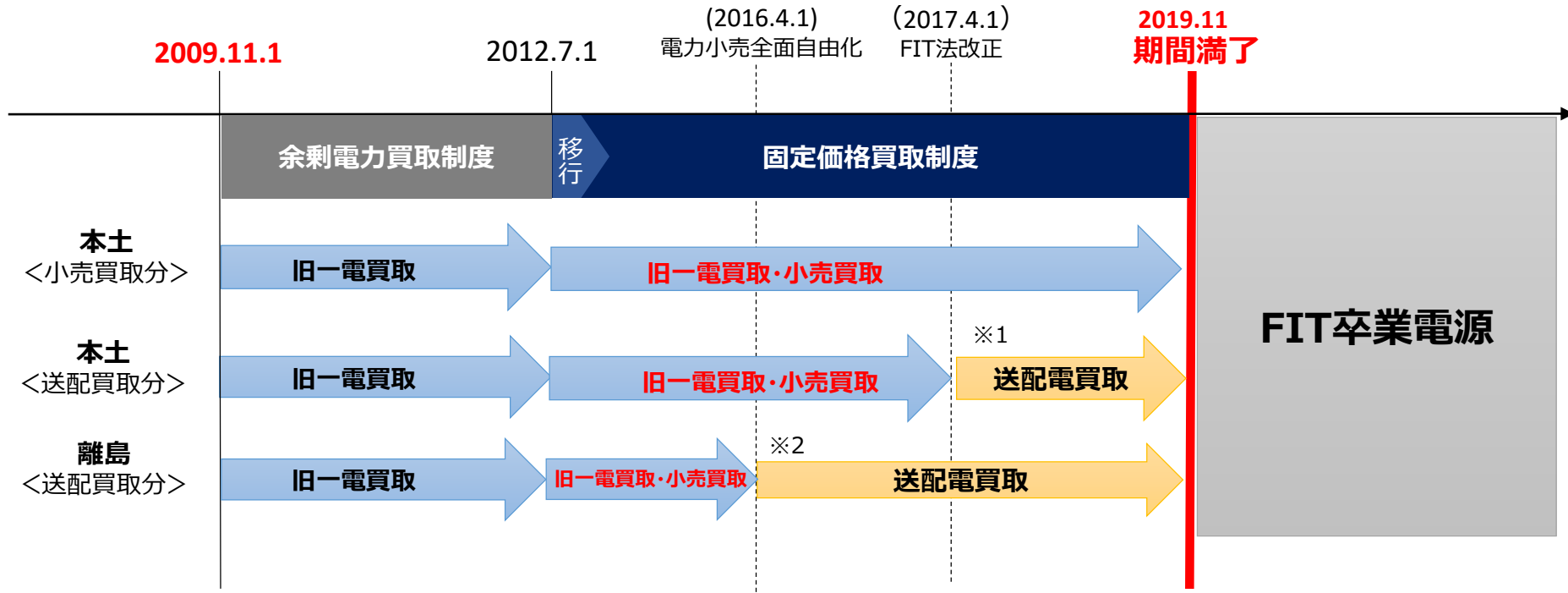
➤ 買取期間満了の概要	2	~	6
➤ 買取期間満了に伴う申込方法（現買取事業者さま向け）	7	~	15
➤ 買取期間満了に伴う申込方法（新買取事業者さま向け）	16	~	21

買取期間満了の概要

買取期間満了とは

<背景>

- 2009年に開始された太陽光発電の余剰電力買取制度の適用を受け導入された太陽光発電設備や、2012年に開始された固定価格買取制度の適用を受け導入された発電設備は、2019年11月以降、順次、買取期間を終えることとなります。
- 買取期間を終えることを「買取期間満了」、買取期間満了後の電源を「FIT卒業電源（= 卒FIT）」と言います。



※1 FIT法改正後に再点した場合は、送配電買取へ移行。

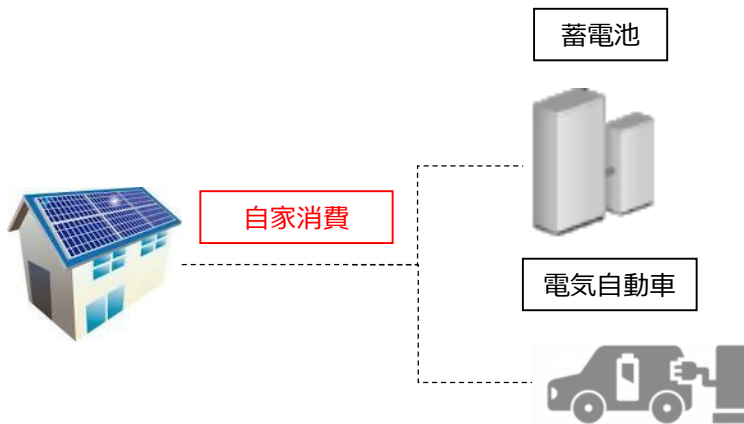
※2 電力小売全面自由化後においては、小売電気事業者が離島へ参入していないことから、送配電事業者が買取を実施。

買取期間満了後の選択肢

■ 買取期間満了後における発電者の選択肢は、次の2通りです。

- ①蓄電池や電気自動車などと組み合わせて自家消費
 - ②小売電気事業者などに対し、相対・自由契約で電力を売電
- ※①と②を組み合わせることも可能です。

①自家消費



蓄電池や電気自動車などを組み合わせることで太陽光発電でまかなえる電力を増やし、自動車の動力や家庭の電気製品などの電力として発電者が使用することが可能です。

②相対・自由契約



発電者は小売電気事業者などと個別に契約することで、電力を売電することが可能です。

買取期間満了後の相対・自由契約について

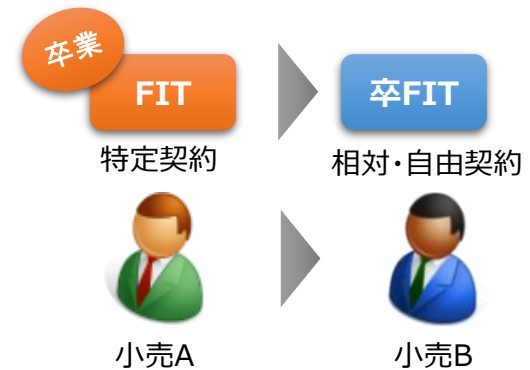
- 買取期間満了後に相対・自由契約を選択した場合、FIT卒業電源の買取パターンは次の2通りです。
 - (A) 新たな売電契約に切り替え、現在の買取事業者が買取を継続。
 - (B) 買取期間満了を機に、新たな買取事業者へ売電契約を切替。

(A) 現在の買取事業者が買取を継続



※現在の買取事業者が中国電力ネットワーク株式会社（一般送配電事業者）の場合、FIT卒業電源の買取先（発電契約者）にはならないため、対象外。（B）のみ選択可能。

(B) 新たな買取事業者へ売電契約を切替



電力の一時的な買い手不在時の対応

- 買取期間満了後、新たな買取事業者との売電契約の切替が滞ってしまった場合など一時的に電力の買い手が不在（無契約での逆潮流）となるケースがあります。
- 無契約の逆潮流による買い手不在の電力については、国からの要請に基づき一時的・例外的な受け皿として一般送配電事業者である当社が無償で引き受けることとなります。（この状態を「無償逆潮」と言います。）



買取期間満了に伴う個別通知について

- 国の審議会での要請事項は下記のとおりです。
- 下記の要請に伴い、現在の買取事業者はFIT卒業対象者へ買取期間満了の通知を実施します。

<現在の買取者による個別通知> (国の審議会での要請事項)

全てのFIT卒業対象者に確実に認知してもらうため、買取期間が終了する旨の個別通知を行うことを現在の全ての買取者に要請することとする。通知時期については、検討を先延ばしし過ぎることなく、かつ十分な検討期間を確保する観点から、各対象者の買取期間終了の6か月前～4か月前（システムの制約により技術的に困難な場合は、3か月前）の間に行うことが適当である。

<ご留意いただきたいこと>

- 次頁より申込方法のご案内になりますが、FIT卒業電源の買取を行う場合、現在の買取事業者によってお申込みの手段が異なります。そのため、発電者へ現在の買取事業者をご確認いただいたうえでお申込みいただきますようお願いいたします。
- お申込みの手段は、次の3通りです。
 - ①現在の買取事業者が買取を継続する場合、申込書によるお申込み（SW支援システム対象外）
 - ②現在の買取事業者が小売電気事業者で、買取期間満了等を機に新たな買取事業者が買取を行う場合、SW支援システムによるお申込み
 - ③現在の買取事業者が中国電力ネットワーク株式会社（一般送配電事業者）で、買取期間満了等を機に新たな買取事業者が買取を行う場合、申込書によるお申込み（SW支援システム対象外）

買取期間満了に伴う申込方法 (現買取事業者さま向け)

同一の買取事業者が買取を継続する場合

- 新たな売電契約に切り替え、現在の買取事業者が買取を継続する場合、**FIT特例BGから非特例BGへの変更手続きが必要となります。※**
- BG変更申込みは、申込書の提出をお願いいたします。

※但し、買取期間中すでに非特例BGに所属しているFIT地点を除く。

<BG変更申込み方法>

○申込み書類

- ・発電量調整供給兼基本契約申込書

○申込み方法

- ・発電量調整供給兼基本契約申込書へ記入のうえ、別紙と合わせて以下のメールアドレスへご送付ください。

〒730-0855 広島市中区小網町6番12号 中電工 平和大通りビル7階
中国電力ネットワーク株式会社 ネットワークサービスセンター

- ◆ E-mail : T2NSCB@pnet.energia.co.jp
- ◆ Tel : 082-544-2673 Fax : 082-544-2678
- ◆ 受付時間 : 9時～12時および13時～17時 (土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日・5月1日を除く)

○提出期限

- ・受電開始希望日 (FIT買取期間満了日の翌日) の10営業日前

現在の買取事業者が買取を継続



・発電量調整供給兼基本契約申込書

様式PP2-20240410
年 月 日

中国電力ネットワーク株式会社 御中

発電量調整供給兼基本契約申込書

発電量調整供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。
なお、受電側接続検討申込書および回答書内容を前提として申込みます。

1. 発電契約者等

発電契約者名	名称	: ○○株式会社
	役職	: 代表取締役
	氏名	: ○○ ○○
	住所	: 〒△△△-△△△△ ○○県○○市○-○-○
連絡者名 <small>(事務的内容と技術的内容で別の方への連絡をご要望の場合は併記ください)</small>	所属	: ○○部
	氏名	: △△ △△
	住所	: 〒△△△-△△△△ ○○県○○市○-○-○
	電話・FAX	: 04-1234-5678
	E-mail	: *****@○○○.co.jp

2. 申込内容

発電量調整供給の開始希望日	別紙のとおり		
受電地点ごとの事項			
申込内容	申込件数		
	受電地点		
地点の追加	件		
契約受電電力の変更	件		
地点の削除	契約廃止		件
	設備撤去		件
契約受電電力の変更を伴わない設備変更	件		
その他の変更 (BGコード変更)	***	件	
特記事項			

本申込書を受領する一般送配電事業者又は配電事業者は、発電量調整供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。

BG変更申込書 別紙

発電量調整供給兼基本契約申込書別紙【発電場所の概要】

(カタカナ) ※全角 発電者の名称 (発電所名)	マルカブシキカイシャ サンカクビル 〇〇株式会社 △△ビル		
受電地点特定番号*半角2桁	①	1234567891234567891234	
供給地点特定番号*半角2桁		1234567891234567891234	
発電場所住所	〒 123-4567 〇〇県〇〇市〇-〇-〇		
受電地点 (財産責任分界点)	発電者の施設した第1号柱上の●●電力の架空引込線と発電者の開閉器電源側接続点 ※受電地点が未定又は変更がなければ「別途協議」、「従来と変更なし」とご記入ください		
申込内容	その他 (発電者の名義変更など)		
発電量調整供給 開始希望日	〇〇年〇〇月〇〇日		
託送供給等約款における発電者に関する事項の遵守について承諾しているか	② 発電者に承諾いただいている		
契約受電電力	受電電力	今回 : kW	従来 : kW
	受電電気方式	今回 :	従来 :
	受電電圧	今回 : V	従来 : V
	計量電圧	今回 : V	従来 : V
同時最大受電電力	今回 : kW	従来 : kW	
予備送電 サービスA	契約電力	今回 : kW	従来 : kW
	受電電圧	今回 : V	従来 : V
	計量電圧	今回 : V	従来 : V
予備送電 サービスB	契約電力	今回 : kW	従来 : kW
	受電電圧	今回 : V	従来 : V
	計量電圧	今回 : V	従来 : V
自家消費電力 (所内電力含む)	今回 : kW	従来 : kW	
発電設備容量 (合計)	今回 : kW	従来 : kW	
パルス受給の要否	(選択して下さい)		
発電者窓口 連絡先	会社・所属 住所 〒 氏名	電話番号	
主任技術者名 連絡先	会社・所属 氏名	電話番号	
発電BGコード	③ G〇〇〇〇	発電種類	太陽光
固定価格買取制度の利用有無	利用しない		
本申込に関連する接続書類	④		
その他特記事	⑤ ・系統コード (低圧発電者群) : XX000 ・FIT電源の調達期間満了に伴うBG変更		

<記入時の注意事項>

- ① 受電地点特定番号 (22桁) の記載が無い場合は、処理ができないため申込みを返却させていただきます。
- ② 託送供給等約款における発電者に関する事項の遵守について発電者さまにご承諾いただき、その旨の記入をお願いいたします。
- ③ FIT卒業後、新たに適用されるBGコードの記入をお願いします。なお、FIT卒業電源が所属するBGは、FIT特例を適用していないBGである必要があります。
- ④ 系統コードは必ずご記入をお願いします。また、系統コードは事前に広域機関へ申請が必要となります。
- ⑤ 「FIT電源の調達満了に伴うBG変更申込である」旨のご記載をお願いいたします。

BG変更申込書 別紙（連記式）

- 申込書別紙につきまして、複数地点のBG変更を一括で申請される場合は、連記式様式をご利用ください。

発電量調整供給兼基本契約申込書別紙【発電場所の概要】(連記式)									
1	2	3		4	5	6	7	8	
No	発電量調整供給開始希望日	発電者の名称(発電所名)		受電地点特定番号 半角22桁 スペース等入力しないで下さい	供給地点特定番号 半角22桁 スペース等入力しないで下さい	郵便番号	発電場所		
		カタカナ ※全角	漢字				住所		
0	〇〇年〇〇月〇〇日	マルカブシキカイシャ	サンカクビル	〇〇株式会社	△△ビル	1234567891234567891234	1234567891234567891234	123-4567	〇〇県〇〇市〇-〇-〇

9	10	11	12	13			14	15	16
受電地点 (財産責任分界点)	申込内容	託送供給等約款における発電者に関する事項の遵守について承諾いただいているか	受電電力(kW)	契約受電電力(今回)			同時最大受電電力(kW)	受	
				受電電気方式	受電電圧(V)	計量電圧(V)			
発電者の施設した第1号柱上の●●電力の架空引込線と発電者の開閉器電源側接続点	その他(発電者の名義変更など)	発電者に承諾いただいている							

～＜中略＞～

47	48	49	50	51	52	53	54
発電BGコード	発電種類	固定価格買取制度の利用有無	本申込みに関連する接続検討回答書	その他特記事項			
G〇〇〇〇	太陽光	利用しない		系統コード(低圧発電者群):××000	FIT電源の調達期間満了に伴うBG変更		

他の買取事業者へスイッチングとなる場合

- 買取期間満了を機に、新たな買取事業者へスイッチングとなる場合、SW支援システムによるお申込みとなります。現在の買取事業者さまは「**SW受電廃止**」をお申込みください。
- 廃止取次に対する判定を行う際には、受電廃止年月日に留意して自社登録データとの照合を行ってください。

新たな買取事業者へスイッチング



➤ 受電廃止年月日

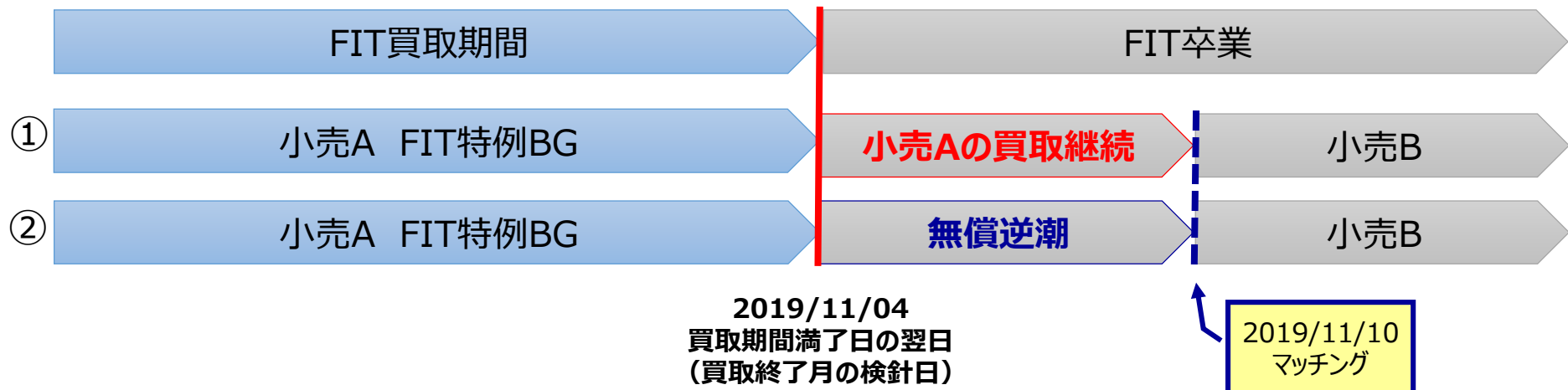
- 受電廃止年月日は、買取期間満了日の翌日（買取終了月の検針日）以降指定可能です。
- 買取期間満了を機に、新たな買取事業者へスイッチングとなる場合は、**受電廃止年月日が買取期間満了日の翌日（買取終了月の検針日）であることを確認してください。**
買取期間満了日の翌日より遅い日付でマッチングした場合は、次頁の対応が必要になります。

買取期間満了日の翌日より遅い日付でマッチングした場合の取扱い

- FIT買取期間満了日の翌日より遅い日付でマッチングした場合、FIT買取期間満了日以降、次の買取事業者の買取開始日までの期間を次のいずれかとする必要があります。
 - ① 現小売電気事業者の継続買取
 - ② 無償逆潮とする
- ①を志向された場合、FIT特例BGから非特例BGへの変更手続きが必要となります。

【イメージ図】

- ・FIT買取期間終了月…11月
- ・11月の検針日…11月4日



FIT卒業電源の買取を行わない場合（SW受電廃止）

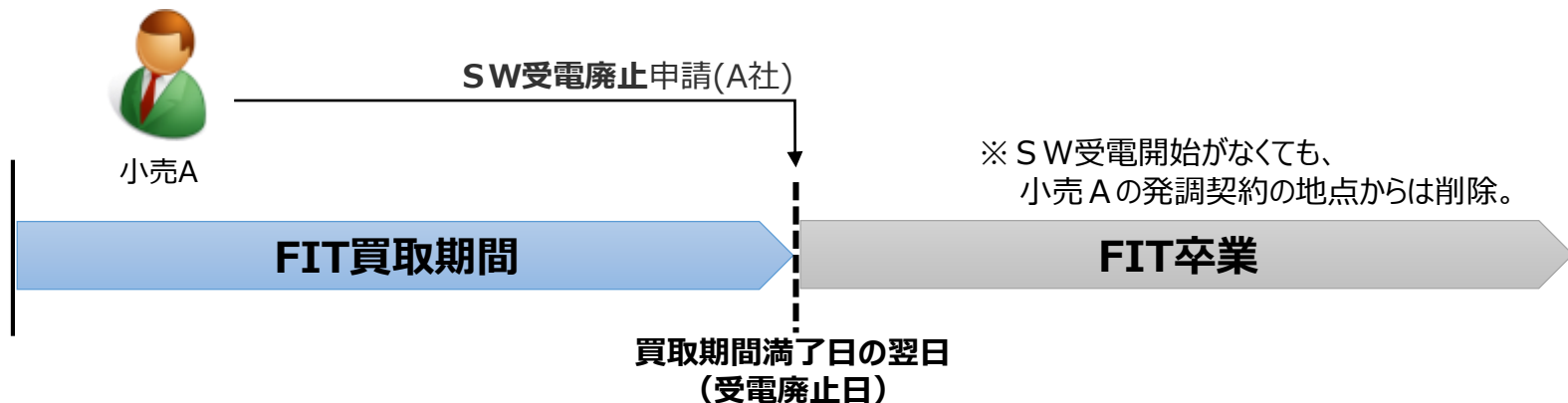
- **発電者が買取期間満了後も売電を継続する場合**で、現在の買取事業者よりSW受電廃止申込みがあったものの、新たな買取事業者からSW受電開始申込みがないときは、一般送配電事業者にて一時的に買取者不在の状態（無償逆潮）と判断し、管理を行います。
- 買取期間満了後、FIT卒業電源の買取を継続しない場合は、必ず「**SW受電廃止**」の申込みを行ってください。

新たな買取事業者が不在



➤ マatching期限日までにMatchingしない場合

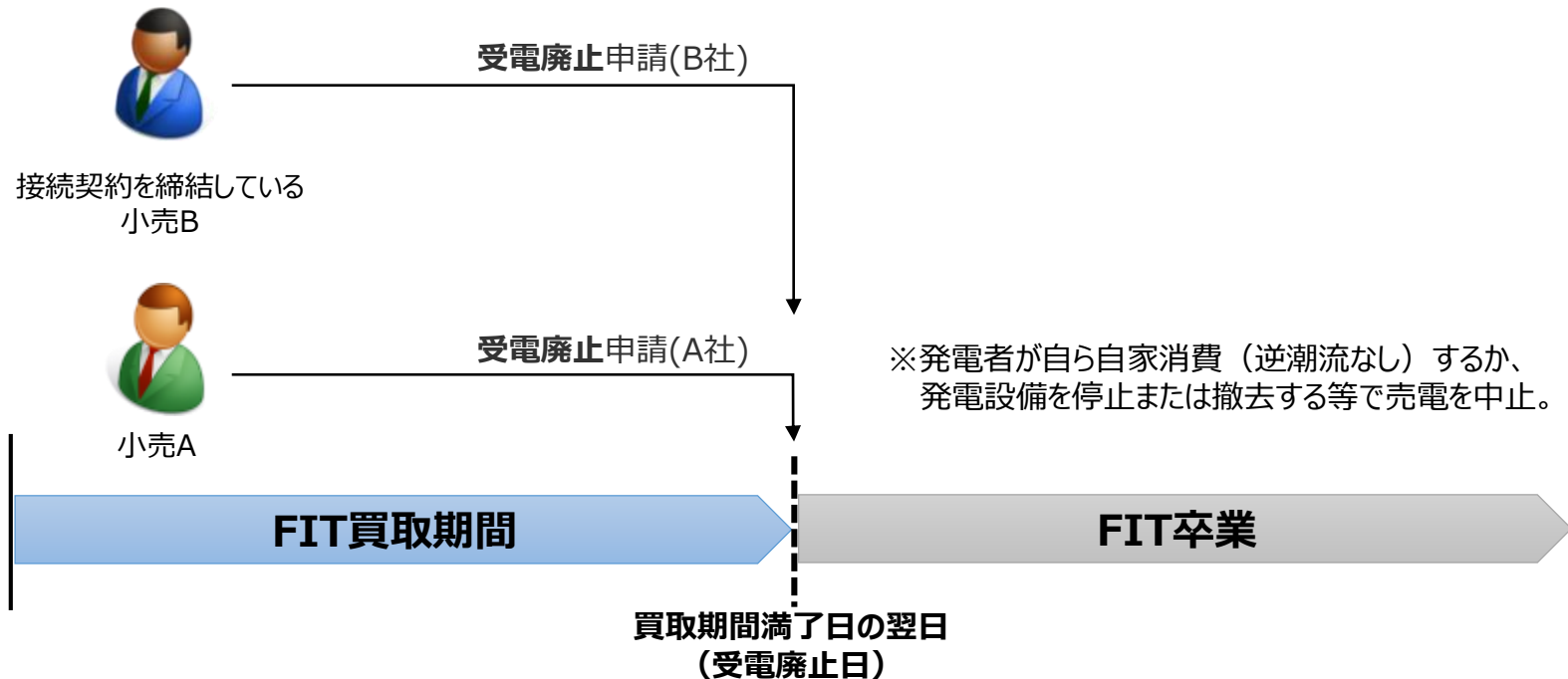
- 新たな買取事業者からSW受電開始申込みがない状態で、Matching期限日を迎えた場合、SW支援システムマニュアルの通り受付行程は「却下」となります。
- 買取期間満了と同時のSW受電廃止申込みであること、現在の買取事業者に買取継続意思がないことを確認したうえで、新たな買取事業者によるSW受電開始申込みがなくても、「処理完了」となるよう一般送配電事業者にて個別に対応をいたします。



FIT卒業電源の買取を行わない場合（受電廃止）

- 発電者が買取期間満了後、**自家消費等により売電を中止する場合**もしくは**発電設備を停止または撤去する場合には**、SW支援システムにより「**受電廃止**」の申込みを行ってください。
- なお、発電者が蓄電池や電気自動車等を設置することで自家消費（逆潮流なし）を希望される場合、逆電力継電器の設置および接続契約を締結している小売電気事業者より、「**設備変更**」の申込みを行う必要があります。

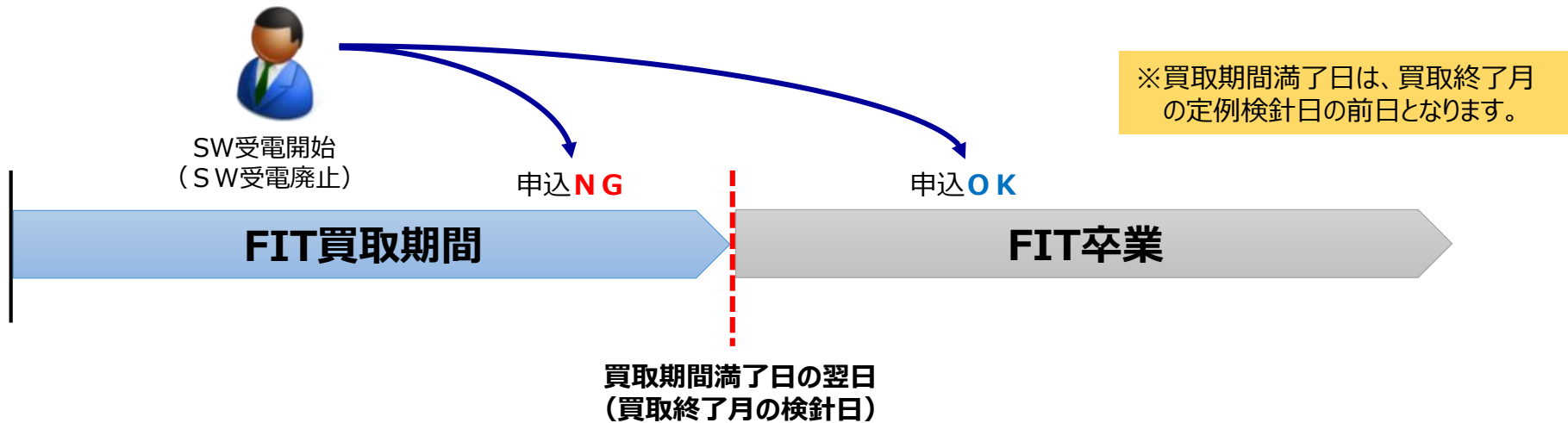
売電を中止



買取期間満了に伴う申込方法 (新買取事業者さま向け)

➤ 申込可能期間

- SW受電開始日（SW受電廃止日）は、買取期間満了日の翌日（買取終了月の検針日）以降指定可能です。FIT買取期間中の日付でのスイッチング申込みはできません。**必ず発電者に買取期間満了日を確認のうえ、お申し込みください。**



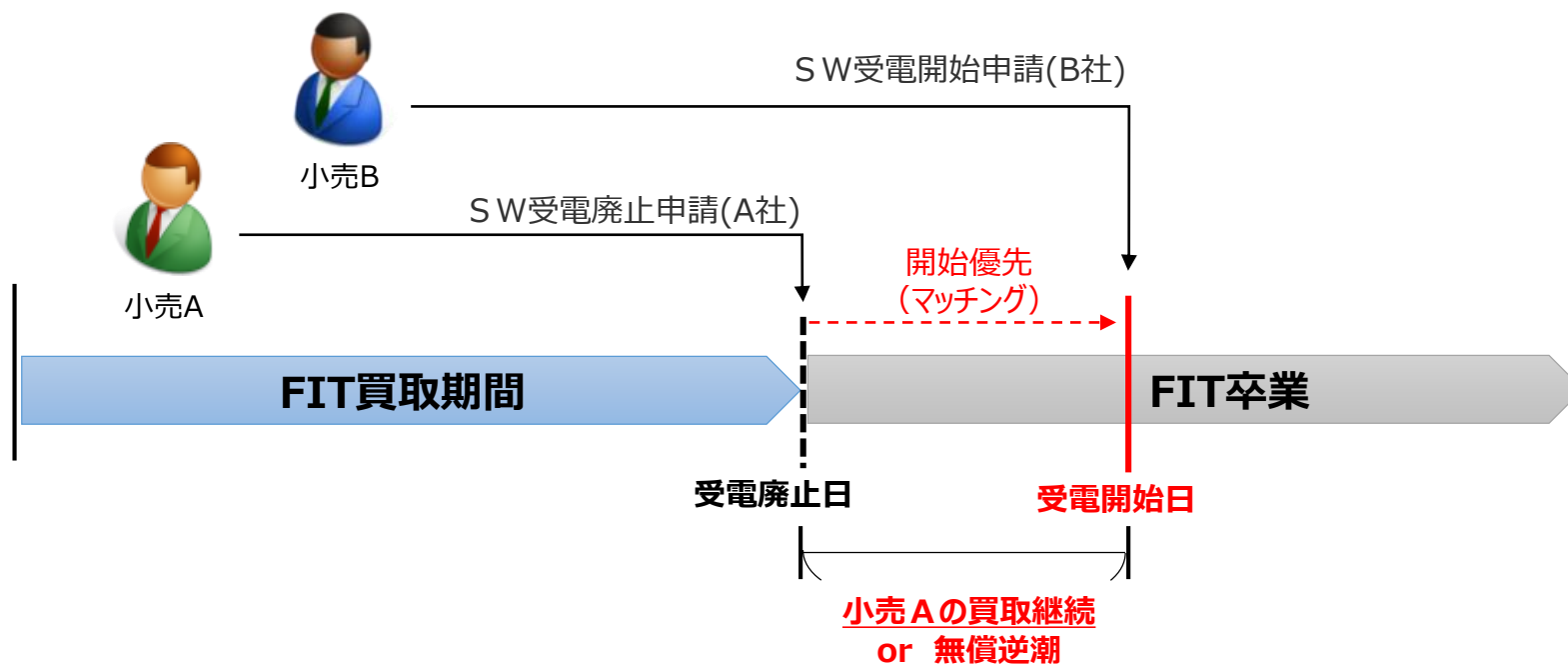
➤ 標準処理期間

- スwitching申込みにおける標準処理期間は、スマートメーターへの取替要否によって以下の通りです。

取替工事要否	標準処理期間	スイッチング可能期間
取替工事が必要	マッチング日 + 8 営業日 + 2 暦日	原則、FIT買取期間満了日の翌日（買取終了月の検針日）を選択してください。
取替工事が不要	マッチング日 + 1 営業日 + 2 暦日	

「SW受電開始日」と「SW受電廃止日」が相違した場合

- SW支援システム上、SW受電開始日（接続受電開始年月日）とSW受電廃止日（接続受電廃止年月日）が相違した場合は、供給地点におけるSWと同様にSW受電開始日（接続受電開始年月日）を優先してマッチングを行います。
- そのため、SW受電廃止日が買取期間満了日の翌日で申請されていても、SW受電開始日が買取期間満了日の翌日より遅い日で申請された場合、その間一時的に買取者不在の状態（無償逆潮）が発生する可能性があります。**FIT卒業地点へのSW受電開始日は、原則として、買取期間満了日の翌日（買取終了月の検針日）**としていただくようお願いいたします。



- 現在の買取事業者が中国電力ネットワーク株式会社（一般送配電事業者）の地点はSW支援システムのお申込み対象外のため、書面によるお申込みが必要となります。
- **また、買取期間満了後、一時的に買取者不在の状態（無償逆潮）となった地点についてもSW支援システム対象外のため、書面によるお申込みをお願いいたします。**

○申込み書類

- ・発電量調整供給兼基本契約申込書

○申込み方法

- ・通常の発調契約におけるスイッチングと同様に、発電量調整供給兼基本契約申込書へ記入のうえ、別紙と合わせて以下のメールアドレスへご送付ください。

〒730-0855 広島市中区小網町6番12号 中電工 平和大通りビル7階
中国電力ネットワーク株式会社 ネットワークサービスセンター

E-mail : T2NSCB@pnet.energia.co.jp

Tel : 082-544-2673 Fax : 082-544-2678

受付時間 : 9時～12時および13時～17時（土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日・5月1日を除く）

○提出期限

- ・受電開始希望日（FIT買取期間満了日の翌日）の10営業日前

「再生可能エネルギー電気特定卸供給」の注意事項

- 再生可能エネルギー電気特定卸供給とは、一般送配電事業者が法律で定められた買取価格で買い取った再生可能エネルギー（FIT）電気を、小売電気事業者などの契約者の希望により、卸電力取引市場を経由せずに直接卸供給することをいいます。
- あらかじめ決めていただいた電源は、FIT買取期間満了を機に一般送配電事業者との特定契約は終了します。（発電者は、新たな買取事業者へ売電契約を切替）
- 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約の「地点の削除」手続きが必要となりますので、「**発電量調整供給兼基本契約申込書兼再生可能エネルギー電気特定卸供給契約申込書**」のご提出をお願いいたします。
- なお、FIT卒業電源として買取を行う場合は、「発電量調整供給兼基本契約申込書」も合わせてご提出ください。

【再生可能エネルギー電気特定卸供給のイメージ】

